

空き店舗対策助成金のご案内

中心商店街活性化のため、空き店舗を賃借し、集客力向上のため店舗を開設する事業者に対して須賀川信用金庫が賃借料の一部を助成します。

1. 助成対象者

下記の3項目すべてに該当される方

- (1) 通りに面した空き店舗に新規に入居し事業を行う方
- (2) 空き店舗への出店にかかる資金を、当金庫より借り入れした方
- (3) 須賀川市の「須賀川市中心市街地商業集積事業補助金交付要綱」に基づき商業集積事業を実施する団体を通じて空き店舗賃借料補助を受ける方

2. 対象区域

須賀川市中心商店街の通りに面した区域

【須賀川駅並木町線（県道須賀川二本松線）須賀川駅から並木町交差点の間の通りに面した地域、およびその周辺地域】

3. 対象となる空き店舗

原則として通りに面した1階の空き店舗とし、1年以上の賃借契約が締結されていることを条件とします。

4. 対象業種

小売業、サービス業、飲食業を営む事業者で、商店街の魅力創出に寄与すると認められる方を対象とします。

※上記業種に対象とならないものもありますので、詳しくは須賀川信用金庫の窓口までお問い合わせください。

5. 申請時の必要書類

建物賃貸借契約書（写）、須賀川市の決定通知書（写）、事業計画書（写）

※その他に必要と認められる書類の提出をお願いすることがあります。

6. 対象となる経費

店舗賃借料（家賃）

7. 助成金額

下記の割合にて助成しますが、上限を月額5万円とします。

〔新規事業者〕	1年目	2/12	2年目	5/12	3年目	8/12
〔一般〕	1年目	4/12	2年目	6/12	3年目	8/12

8. 助成期間

最長3年

9. 助成金のお受け取り

須賀川信用金庫のいずれかの営業店の口座とさせていただきます。

10. 助成対象外項目

- (1) 対象区域内での移転
- (2) 第三者への転貸

11. 受付

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

詳しくは、最寄りの須賀川信用金庫窓口にお尋ねください。

地域をつなぎ、地域と共に歩む

